



P&I 特別回報

第 16-001 号
2016 年 4 月 15 日

日本船主責任相互保険組合

外航組合員各位

イラン航海における P&I カバーについて (続報) 穴埋め再保険カバー限度額の増額

題記の件に関し、2016 年 3 月 22 日付特別回報[第 15-020 号](#)をご参照ください。

従前お知らせしましたとおり、今般国際 P&I グループは、2016 保険年度についていわゆる「穴埋め再保険カバー」の手配をしました。これは、IG 再保険プログラムと Hydra 再保険プログラムに参加している米国再保険者が、米国一次制裁により、再保険金を支払えないということから生ずる再保険カバーの不足を補うためのものです。

従前「穴埋め再保険カバー」の限度額は 70 百万ユーロでしたが、今般国際 P&I グループは、同限度額を 100 百万ユーロへ引き上げることに成功しました。また、2 回までの自動復元条項（カバー限度額を使い果たした場合に追加再保険料を支払うことでカバーを復活させることができる条項）が付帯されています。その他の保険カバーの内容については変更ありません。

カバー限度額が増額され、自動復元条項が追加されていますが、「穴埋め再保険カバー」には限度額があることから、国際 P&I グループとしては長期的な面で組合員のニーズに応えられていないと考えております。国際 P&I グループは、米国一次制裁の継続適用により生ずる P&I 保険カバーへの悪影響を避けるべく、今後も米国当局と交渉を継続していき、随時組合員にご案内することとします。

国際 P&I グループの全てのクラブが同様の内容の回報を発行しています。

以上